（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十四条第二項第二号ハ、ニ若しくはヘ（放射性輸送物に関する技術上の基準に係るものに限る。）の規定による国土交通大臣の確認を受けた場合（告示で定める場合を除く。）は、第一項の規定による確認を受けたものとみなす。

（核燃料物質等車両運搬規則の一部改正）

第八条　核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　（略） 2　この省令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　放射性輸送物　放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号。以下「施行規則」という。）第十八条の三第一項に定めるＩＰ－１型輸送物、ＩＰ－２型輸送物及びＩＰ－３型輸送物を含む。）をいう。 二～九　（略）	（定義） **第二条**　（略） 2　この省令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　放射性輸送物　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号。以下「施行規則」という。）第十八条の三第一項に定めるＩＰ－１型輸送物、ＩＰ－２型輸送物及びＩＰ－３型輸送物を含む。）をいう。 二～九　（略）

（放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則の一部改正）

第九条　放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則（昭和五十六年運輸省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（応急の措置） **第一条**　放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。以下「法」という。）第三十三条第一項の規定に基づき、許可届出使用者（表示付認証機器使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（以下「許可届出使用者等」という。）は、工場又は事業所の外における放射性同位元素又は放射性汚染物（以下「放射性同位元素等」という。）の運搬（以下「事業所外運搬」という。）中、その所持する放射性同位元素等に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、次の各号に定める措置（法第十八条第一項（法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する運搬にあつては、第四号に掲げる措置を除く。）を講じなければならない。 一～六　（略） 2　許可届出使用者等は、前項各号に掲げる措置を講ずる場合には、遮蔽具、かん子又は保護具を用いること、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、当該作業に従事する者の線量を、できる限り少なくするようにしなければならない。この場合において、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第一条第八号に規定する放射線業務従事者のうち男子、妊娠不能と診断された女子又は妊娠の意思のない旨を許可届出使用者等に書面で申し出た女子が前項各号に掲げる作業を行う場合における線量限度は、同令第二十九条第二項に基づき原子力規制委員会の定める線量とする。	（応急の措置） **第一条**　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。以下「法」という。）第三十三条第一項の規定に基づき、許可届出使用者（表示付認証機器使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（以下「許可届出使用者等」という。）は、工場又は事業所の外における放射性同位元素又は放射性汚染物（以下「放射性同位元素等」という。）の運搬（以下「事業所外運搬」という。）中、その所持する放射性同位元素等に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、次の各号に定める措置（法第十八条第一項に規定する運搬にあつては、第四号に掲げる措置を除く。）を講じなければならない。 一～六　（略） 2　許可届出使用者等は、前項各号に掲げる措置を講ずる場合には、遮蔽具、かん子又は保護具を用いること、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、当該作業に従事する者の線量を、できる限り少なくするようにしなければならない。この場合において、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第一条第八号に規定する放射線業務従事者のうち男子、妊娠不能と診断された女子又は妊娠の意思のない旨を許可届出使用者等に書面で申し出た女子が前項各号に掲げる作業を行う場合における線量限度は、同令第二十九条第二項に基づき原子力規制委員会の定める線量とする。